ご報告

2025 年 12 月 19 日付で、弊社が企画実施し販売代理店企業が営業活動を行った研修において、労働局より人材開発支援助成金の不正受給認定の発表がなされたことを同年 12 月 30 日にお知らせいたしましたが、あらためて、その詳細をご報告いたします。

関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、謹んでお詫び申し上げます。

■事案
今回の事案は、当社が関連した人材開発の助成金に関するものとなります。

2023 年 3 月から 2024 年秋口まで、当社の中小企業様向けの研修を行う事業部で人材開発に関する研修を提供しておりました。
その際、研修を受講していた当時のお客様が、人材開発に関する助成金を申請・受給認定を受けて助成金を受領されました。
今回、改めて当時の事例について調査がなされ、それらが不適切であったという認定を受けております。

そして、今回の認定に伴い、過去に助成金を受給されていた顧客企業様に対して、助成金の返還が求められることとなりました。

関係者の皆様に、あらためてお詫び申し上げます。

■背景
当時、当社が企画実施した研修を顧客企業様向けに営業を行っておりました。
その際、販売代理店様と顧客企業様の間で、見込み顧客の紹介を行う営業協力契約が結ばれていました。

これは、顧客企業様がお知り合いの企業を販売代理店様に紹介する活動に対して、代理店から報酬が支払われるという内容でした。研修にご満足いただけたらお知り合いの企業を紹介していただき、それに対して、対価が払われるというものでございます。

こちらの背景につきましては、当社の研修サービスは無形サービスであり、新たなお客様に導入いただく際には、既存のお客様からのご紹介がもっとも価値を感じていただきやすいと考えており、そのため、かねてより顧客企業様による紹介を積極的に推奨しておりました。

当該助成金については、訓練経費の全額を顧客企業様が負担していることが要件でした。
今回指摘された点としては、このような代理店様からの営業協力に対する報酬が、実質的に研修費の一部補填とみなされ、助成金受給の要件を満たさないというものになります。

また、当社としては、本研修を提供する前に制度上の問題はないか、専門家の皆さまにも細かく確認し、各方面に直接問い合わせ「問題ない」とのご回答をいただいていました。

こうした経緯ではございますが、最終的にこのような認定となりましたことについての責任は、全て代表である私にございます。

本件は、行政処分や刑事処分ではないと当局の見解を得ておりますが、助成金受給の要件を満たしていないとして、受領された顧客企業様に返還が求められております。

こちらは、当社も連帯債務という形になりますので、各所と協議の上、可能な限り、誠実に対応してまいります。

重ねてになりますが、今回の事案については、すべて私の経営責任に帰するものと考えております。

あらためて、ご迷惑をおかけしております皆様に、心より深くお詫び申し上げます。

2026 年 1 月 9 日
エッグフォワード株式会社
代表取締役社長　徳谷 智史